平成２３年（フ）第１３４６３号
東京都世田谷区野沢１丁目35―６―309
債務者　楠見千夏子（旧姓神田・友成）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４９４号
東京都江東区亀戸６丁目47―５―502
債務者　坂口　敏裕
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１５号
東京都八王子市下恩方町743番地６
債務者　川上　智美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４３号
島根県益田市高津６丁目12番38号ユーミー高津202号室、前住所島根県益田市下本郷町1117番地13
債務者　山本　忠司
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第１４１号
岡山県津山市国分寺71番地７　アーバンライフ国分寺１号館201号
債務者　友金　晴美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１４７２６号
東京都杉並区和田１丁目43―11　救世軍婦人寮
債務者　長友　雅子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３号
熊本県天草市大浜町11番12号
債務者　山川　広和
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第１１９２号
東京都立川市高松町１丁目22番５号アメニティ高松302号
債務者　住吉はるみ
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２００号
東京都多摩市貝取１丁目45番地１―209
債務者　匂坂　正伸
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５８号
熊本県人吉市鹿目町2594番地
債務者　岩本　双平（旧姓毎床）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第５９号
熊本県人吉市鹿目町2594番地
債務者　岩本　一代（旧姓毎床）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第６２号
熊本県人吉市上漆田町3402番地126
債務者　髙山　康則
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１２１０号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート30―207
債務者　木藤しげ子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２１１６号
埼玉県桶川市大字下日出谷1366番地の１　ライトビリーブ303号
破産者　佐々木憲吾
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７２号
埼玉県戸田市下戸田１―10―３　セントラルハイム201、住民票上の住所埼玉県川口市川口２丁目15番１―204号　ソフィア川口ヴェルデ
破産者　今野　　実
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５５号
埼玉県上尾市柏座４丁目８番21号
破産者　宮本　雅夫
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係